間税会ニュース

福局間連間税会

国の財政と消費税について

国の財政は、本来なら税収の範囲内で歳出をまかなうのが基本ですが、景気の悪化等により税収が低迷していることもあって、毎年多額の公債(国の借金)に頼っています。

■ 国の収入【一般会計平成25年度歳入予算(当初予算)】

税収のトップは所得税で、消費税(国の 租税及び印紙収入 43兆0,960億円 (46.5%) 4%分の税収)、法人税と続いています。 所得税 13兆8,980億円 (15.0%) 税収の合計は約43兆円ですが、 税収とほぼ同額の約42兆円の国債 を発行することとしています。 法人税 8兆7,140億円 (9.4%) 公債金収入 42兆8,510億円 般会計歳入総額 (46.3%) 92兆6,115億円 消費税(4%分) 10兆6,490億円 (100%) (11.5%)その他 9兆8,350億円 (10.6%) 揮発油税 2兆5,660億円(2.8%) 相続税 1兆4,950億円(1.6%) その他収入 4兆0,535億円 (4.4%) 年金特例公債金 酒 税 1兆3.470億円(1.5%) 2兆6,110億円 (2.8%) たばこ税 9.910億円(1.1%) 8,970億円(1.0%) 関税 自動車重量税 3,860億円(0.4%) その他税収 1兆0,510億円(1.1%) 印紙収入 1兆1,020億円(1.2%)

参考

国税の種類

直接税	所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、地方法人特別税
間接税等	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、自動車重量税、関税、とん税、特別とん税、印紙税、登録免許税、電源開発促進税

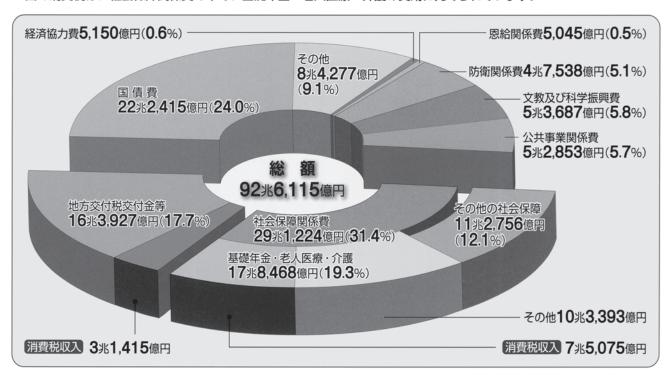
地方税の種類

	普 通 税	目 的 税
道府県税	道府県民税、事業税、不動産取得税、 道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、自 動車税、鉱区税、狩猟者登録税、固定 資産税(特例分)、地方消費税	自動車取得税、軽油引取 税、水利地益税、狩猟税
市町村税	市町村民税、固定資産税、軽自動車 税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土 地保有税	都市計画税、入湯税、事業 所税、水利地益税、共同施 設税、宅地開発税

■ 国の支出(一般会計歳出)

(平成25年度当初予算)

1番多いのは社会保障関係費(年金・医療・介護などの費用)で約31%、2番目が国債費(国債の償還や利払い費)で約24%、3番目が地方交付税交付金等(地方公共団体への助成金等)で約18%、これだけで支出の約73%を使っています。国の消費税は、社会保障関係費の中で、基礎年金・老人医療・介護の費用に充てられています。

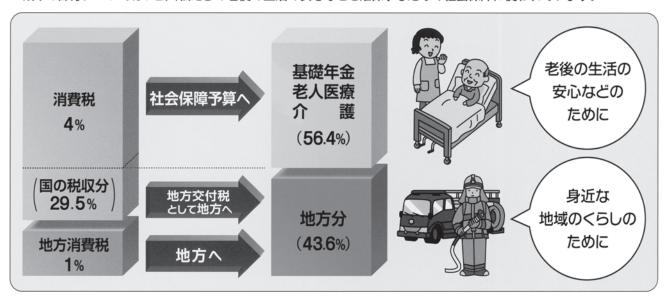


全国間税会総連合会 http://www.kanzeikai.jp

間税会は消費税のあり方を考える会です 平成25年度版

■ 消費税は社会保障と地域の暮らしに使われています

5% の消費税のうち 4 割以上は地方消費税、地方交付税として身近な地域のくらしのために活用されています。 残りの部分については、広く私たちの老後の生活の安心などを確保するための社会保障に使われています。





全間連第 40 回通常総会・東京大会の開催に先立ち、その記念特集号が発刊されました。 本号では、その中から「全間連の歴史と現状」を会員の皆様に紹介します。

◆●◆●全間連の歴史と現状◆●◆●

1 全間連の創立

全間連は、昭和48年 (1973年) 4月25日に創立 されました。

創立時の名称は、全国消費税協力会総連合会で したが、翌49年に全国間税協力会総連合会に名称 を変更し、更に平成元年の消費税の創設に伴う組 織改革を行った際に、全国間税会総連合会に改め 今日に至っています。

創立当時は、今の消費税はなく、物品税・入場税・砂糖消費税・揮発油税・石油ガス税・トランプ税といった個別消費税の時代であり、これら個別消費税の納税者の団体として創立されたのですが、その中では物品税が中心的な税目であり、物品税関係の事業者が会員の大多数を占めていました。

物品税は、昭和12年に北支事件特別税法中の物品特別税という、北支事件の戦費調達のため贅沢品に課税する臨時税として創設されましたが、昭和15年に物品税法に切り替えられて恒久税になりました。

この物品税の取扱いは大変厳しく、全国的に関係事業者と税務署との間でトラブルが多発していましたが、関係事業者の方々の間で物品税の取扱いをよく勉強して、税務署とのトラブルを少なくしようということから、税務署単位で物品税研究会というような集まりが、早いところでは昭和20年代の初め頃から出来ていましたが、昭和37年(1962年)に間接税に申告納税制度が導入(所得税・法人税等の直接税には、昭和22年(1947年)に導入)されたことから、全国的に拡がっていきました。

といいますのも、それ以前の賦課課税制度時代は、間接税の納税者は、課税物件の販売数量・販売価額などを資料として税務署に提出し、税務署がその資料などに基づいて納税額を決めて納税者に通知するという制度でしたが、申告納税制度時代になりますと、納税者が自ら納税額を計算して

申告し、納税するということになりました。したがいまして、各納税者は税法をよく理解する必要があるため、地域ごとに税務署の担当官を講師として勉強会・研修会を開いてきましたが、そのとない円滑な税務運営をしていただくために、税務といて、税務ではないろの要望も税務者に間接税の納税者の要望も税務者に間ないるので、間接税の納税者ではないので、間接税の納税者ではないので、間接税の納税者ではないので、間接税の納税者をしていこう、という機運が各地で強まっていきました。そして、全国的に足並みのそろった昭和48年4月に、全国の間接税関係の会が大同団結して、全間連が創設されました。



東京大手町 サンケイホールにおける創立総会

2 全間連組織の概要

全間連は、12の国税局(沖縄は、国税事務所) 単位で組織されている国税局間税会連合会(局間 連)と5の業種別部会で構成されています。

また、全間連の傘下には、税務署単位で組織されている441の単位間税会があります。

単位間税会の平成25年4月1日現在の会員数は88,809人社(大阪局間連を除く。)で、これを局間連別にみると次のようになっています。

なお、大阪局間連傘下には、単位間税会はあり



ません。これは、大阪国税局管内の税務署では、 法人会、青色申告会、間税会といった税目別の納 税者が集まる団体ではなく、全ての税目の納税者 が集まった納税協会という組織によっているから です。

局間連別の間	月段 全数 1	ひび合旨	迷
カロロロチカリマノロ	31イガ・フェ 女人ノ	メいせき	ᆲᅑΧ

_		-	抇目	
`	- 1	- 1	+101	1

问间廷加V间位	[云奴及U·云貝奴	25. 4. 1 現任
局間連	間税会数	会員数
東京	84	18, 138人社
関東信越	63	18, 449
大 阪	_ ,	(9)
北海道	30	4, 902
仙 台	52	3, 680
東 海	48	7, 511
北陸	15	6, 553
広 島	50	8, 483
四 国	26	8, 768
福岡	31	9, 187
南九州	36	2, 603
沖 縄	6	535
計	441	88, 809

(注) 大阪は局間連の会員数である。

3 全間連の会長

全間連の初代会長は古岡 勝氏 (㈱学習研究社副社長…平成17年ご逝去)で、平成15年に退任されるまで30年間、会長を務められました。



古岡氏



永山氏

2代目会長 は永山武臣氏(松竹㈱会長…平成18年ご逝去)で平成15年から 2年間会長を務められ、平成17

年からは3代 目として、大 谷信義氏(松

竹㈱会長) が会長を務めています。



大谷氏

4 全間連の税制提言と海外税制視察

全間連では、毎年、間接税についての税制と執行に関する要望書を税制当局に提出しています。

この税制提言に反映させるため、毎年4月に会員の税制改正についての意向を把握するためにアンケート調査を行うほか、ヨーロッパ諸国等に税制視察団を派遣し、主として付加価値税の実施状況の調査研究をしてきています。

海外税制視察事績

回数	視察年月	視察先
1230	DUAL TY	00,717
1	昭和50.6	フランス、西ドイツ、イギリス、 イタリア、ベルギー
2	51. 6	フランス、西ドイツ、イギリス、 イタリア、ベルギー、オランダ
3	59. 10	フランス、西ドイツ、イギリス、 イタリア、ベルギー、スイス
4	60. 6	アメリカ、カナダ
5	60. 11	オーストラリア、ニュージーランド
6	61. 6	韓国
7	平成5.6	フランス、イギリス、イタリア、 ベルギー、スイス
8	6.6	ドイツ、ベルギー、オランダ、 ノルウェー
9	7.6	フランス、ドイツ、スペイン
10	8.6	イギリス、イタリア、ベルギー、 スウェーデン
11	10. 6	スイス、オーストリア、ハンガリー
12	12. 6	ドイツ、デンマーク、フィンランド
13	13. 7	フランス、ドイツ、イタリア
14	20. 6	イギリス、フランス

5 モデル会制度

モデル会制度は、平成2年に、「組織改革を促進するとともに、組織の拡大を図るため、その推進力としてのモデル会を指定し、組織の拡大策、会活動の情報を交換し、他の間税会の組織改革・拡大・会活動の資に供する」ことを目的として設けられた制度です。このモデル会は、各局間連会長からの推薦に基づき全間連会長が指定することとし、指定期間は2年とされています。

現在、第12回モデル会として、次の9間税会が活動しています。



日間津	明公人
局間連	間税会
東京	相 模 原
関東信越	上 田
北 海 道	旭川中
仙 台	安 達
東 海	岐 阜 南
北陸	武生
広 島	府 中
四 国	阿波麻植
福岡	博 多

6 「税の標語」の募集と活用

全間連では、税の啓発と租税教育推進の観点から、平成5年から「税の標語」を募集し、優秀作品の表彰と活用をしてきています。

この「税の標語」の募集事業については、一般 財団法人大蔵財務協会より後援を受けています。

昨年度の応募点数は194,250点で、局間連ごとの 応募数は次のようになっています。

平成24年度の局間連ごとの応募数

応募数
91, 461点
19, 775
0
3, 513
2, 371
52, 261
816
2, 989
4, 863
5, 082
4. 790
5, 669
660
194, 250

この応募作品について、最優秀作品1点、優秀 作品4点、佳作作品10点、入選作品185点、合計 200点を表彰しています。

最近10年間の最優秀作品は、次のとおりです。

「税の標語」の最優秀作品

年 度	最優秀作品
平成15年度	これからの 時代を担う 消費税
16	確かな記帳 正しい申告 そして完納消費税
17	この国の 未来をきずく 消費税
18	考えよう 国の未来と 消費税
19	活かそうよ みんなの未来に 消費税
20	この国の 未来に活かす 消費税
21	安心な 暮らし支える 消費税
22	長寿国 日本を支える 消費税
23	深めよう 税への理解と 正しい知識
24	日本の 明るい未来担うのは 若い力と消費税



平成24年度「税の標語」表彰式 (全間連と東京局間連の共催)

7 「税を考える週間」における行事の実施

毎年11月11日から17日の間の「税を考える週間」には、各地で税金展、街頭広報、税金クイズ、研修会・講演会などの税の周知・啓発活動を行っていますが、一番力を入れているのは「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配布活動です。

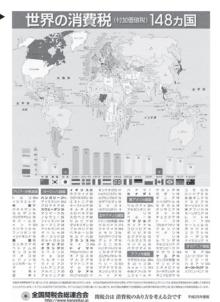
このクリアーファイルの作成は、平成13年度から始めましたが、昨年度の作成枚数は740,000枚で、 局間連ごとの作成枚数は次のようになっています。



平成24年度クリアーファイル作成枚数

局間連	作成枚数
東京	401, 173
関東信越	76, 145
大 阪	500
北 海 道	12. 730
仙 台	41, 370
東 海	54, 680
北陸	19. 990
広 島	33, 605
四 国	25. 610
福岡	54. 000
南九州	16, 666
沖 縄	970
その他	2, 561
計	740, 000

(平成25年度版) 最新版のクリアーファイルの図柄



8 中央セミナーの開催

全間連では、間接税関係法令の理解と取扱いの 周知を図るため、会員以外の方々をも対象にした 消費税中央セミナーと揮発油税中央セミナーを開 催しています。

消費税中央セミナーは、消費税の取扱いが特に 難しい公共法人・公益法人の方々を対象として平 成元年から、また、揮発油税中央セミナーは石油 精製・石油化学などの揮発油税関係者を対象にし て昭和55年から実施していますが、毎年、多くの 方が受講しています。

9 全間連の表彰制度

全間連では、組織を拡大強化し、また、「税の標語」の募集を推進するため、次のような基準による表彰制度を設け、毎年度行われる通常総会の席上で、表彰をしてきています。

(1) 組織增強功労者表彰

組織増強功労者表彰の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①前年4月1日~本年3月31日までの間に、50名以上の会員増(純増)を実現した間税会、②過去1年間に前年比30%以上の会員増を実現した間税会(30名以上の純増を実現した間税会に限る。)となっています。

最近5年間で表彰を受けた間税会の数は、次の とおりです。

年 度	表彰間税会数
平成21年度	11
22	12
23	8
24	17
25	9

(2) 「税の標語」の募集数の多い間税会の表彰 昨年から、「税の標語」の募集数の多い間税会及 び前年に比べ大幅に募集数を増加した間税会(い ずれも上位5間税会)を表彰してきています。

表彰を受けた間税会

	芦生粉のタン	明妥么	Hithn 粉のタン	明裕人
年度	募集数の多い間税会		増加数の多い間税会	
T/X	間税会	応募数	間税会	増加数
	立 川(東京)	7, 751	小石川(東京)	3, 523
平成	木更津(")	6, 547	平 塚(")	3, 095
23	船 橋(")	5, 594	千葉東(")	1, 916
年度	松 戸(")	5, 515	宇都宮(関信)	1, 406
	高 田(関信)	5, 430	桑 名(東海)	1, 251
	松 阪(東海)	12, 643	那 覇(沖縄)	2, 778
24	桑 名(")	6, 401	秩 父(関信)	2, 679
	静 岡(")	5, 080	北那覇(沖縄)	2, 569
	東村山(東京)	4, 664	岐阜南(東海)	2, 424
	甲 府(")	4, 015	臼杵(南九州)	2, 318

(注) 応募数の多い間税会の連年表彰はしないこととしています。



また、表彰ではありませんが、「税の標語」を300 点以上募集した間税会には、次の基準により報奨 金を支給しています。

応募数	支給額		
300~1,000点未満	2万円		
1,000~2,000点未満	3		
2,000~4,000点未満	4		
4,000~5,000点未満	5		
5,000点以上	6		

この報奨金の支給を受けた間税会の数は、次の ようになっています。

報奨金の支給を受けた間税会数

年 度	間税会数
平成20年度	50
21	75
22	77
23	88
24	100

10 納税功労表彰受彰者の顕彰

間税会活動を通じての税務行政への貢献が評価されて、叙勲・褒章を受章され、また、財務大臣(大蔵大臣)・国税庁長官・国税局長から表彰された方々に対し、毎年1月に、納税功労表彰受彰祝賀会を開催し、全間連会長から感謝状を贈呈してきています。

最近5年間の受彰者数は、次のとおりです。

年	叙勲	褒章	財務大臣 表 彰	国税庁長官 表 彰	国税局長表 彰	計
20年	3	-	7	10	37	57
21	4	_	3	12	34	53
22	1	2	8	9	28	48
23	6	_	11	13	34	64
24	6	_	9	12	33	60

11 間税会のキャッチフレーズ

間税会の活動目的等を会員に認識していただく とともに、対外的に間税会をアピールするため、 平成7年に次のキャッチフレーズを制定しました。

消費税 正しく育てる 間税会

このキャッチフレーズは、平成15年の消費税法 の改正で、事業者免税点の引下げ・消費者価格の 総額表示の義務化などの措置が講じられ、消費税 制度はほぼ合理的なものになったことを踏まえ、 平成17年に新しいキャッチフレーズが制定されま した。

消費税 活かすみんなの 間税会

12 間税会のシンボルマーク

間税会のシンボルマークは、間税会の「間」を中核に、桜の花とその背後に菊の花弁12枚が図案化されています。



桜の花は、かつて間 税職員が着用していた

制服のボタン(金ボタン)にあしらわれていたことから間接税行政を表し、日本国を表す菊の花弁 12枚を配することにより、12の国税局単位の連合会が結集して、間接税行政を支えるという意味を 込めたものです。

我が国の税の歴史

大化の改新以前 ……… 役(えだち) …… 労力を提供する。 税(たちから) … 穀物を献納する。 (645年以前) 調(みつぎ) …… 穀物以外のものを献納する。 大化の改新以後 …… 租 (そ) …… 田の面積に応じて米を納める。 庸(よう) …… 労力の提供だが布で納めることが多 かった。 調(ちょう) …… 各地の特産物を納める。 ······· 庸、調はだんだん衰微し、田租が中心となった。 鎌倉時代 室町時代 田租(でんそ) … 年貢ともいい、米を納める。 ……… 庸、調は、小物成(こものなり)や課役(かやく)に変わっ 江戸時代 ていった。地租(ちそ) 田租と地子(ちし)があり、地子 は屋敷に課されるもの。小物成……山林などの収益や、商人 に課したもの。課役……臨時の支出に充てるために労役を課 したもので、例えば、夫役(ぶやく)など。 明治時代 ……… 「明治6年」地租を中心として、従来の収穫高から土地価格 によって税額を決定し、すべてお金で納められるように (1868年~1912年) [明治8年] 租税が国税と地方税の二つに区分された。 [明治20年] 所得税が設けられ、個人の所得に課税されるよ うになった。 〔明治21年〕市制及び町村制が制定されたので市町村税が設 けられた。 〔明治23年〕府県制の制定により、従来の地方税は府県税と 改称された。 〔明治29年〕営業税法が施行され、府県はこれに付加税を課 税することになった。 〔明治32年〕法人に所得税が課税された。 大正時代 ・・・・・・・・・ 地租中心、間接税中心から所得税中心の税制に変わった。 (1912年~1926年) 昭和時代 …… [昭和15年] 法人税が新設され、所得税から独立した。 「昭和22年〕 地租は国税から地方税へ移行された。また直接 (1926年~1989年) 税に申告納税制度が採用された。 [昭和25年] 地租は廃止され、固定資産税が設けられた。シャ ウプ勧告により税制が改正され、地方税では付加税制を 廃止して独立税制が採用された。 [昭和37年] 間接税にも申告納税制度が採用された。

平成時代 …… 〔平成元年〕消費税が導入された。

(1989年~ 年) 〔平成4年〕地価税の導入